

開発許可申請手数料の改定のお知らせ

開発行為の許可手続きに盛土規制法の技術審査が加わるため手数料の増額を致します。

(許可日が令和6年7月31日以降になる場合は改定後の手数料が適用されます)

許可申請	申請の種類・開発面積		現行単価(円)	改定額(円)	
	許可申請	① 自己の居住の用に供する目的で行う開発行為許可申請	1,000 m ² 未満	13,000	
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満			34,000	39,000	
3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満			65,000	76,000	
② 自己の業務の用に供する目的で行う開発行為許可申請		1,000 m ² 未満	20,000	21,000	
		1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	46,000	51,000	
		3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	100,000	113,000	
③ ①、②以外の開発行為許可申請		1,000 m ² 未満	131,000	141,000	
		1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	199,000	215,000	
		3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	292,000	320,000	
変更許可	(ア) 設計変更 ※(イ)のみのものを除く	①自己居住用	1,300		
			1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,400	3,900
			3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	6,500	7,600
		②自己業務用	1,000 m ² 未満	2,000	2,100
			1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	4,600	5,100
			3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	10,000	11,300
		③その他	1,000 m ² 未満	13,100	14,100
			1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	19,900	21,500
			3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	29,200	32,000
	(イ) 区域編入 ※法第30条第1項 第1~4号の変更	①自己居住用	13,000		
			1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	34,000	39,000
			3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	65,000	76,000
		②自己業務用	1,000 m ² 未満	20,000	21,000
			1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	46,000	51,000
			3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	100,000	113,000
③その他		1,000 m ² 未満	131,000	141,000	
		1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	199,000	215,000	
		3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	292,000	320,000	
(ウ) その他の変更			15,000		

盛土規制法の許可申請に係る手数料のお知らせ

盛土規制法に関する申請等の手続きを行う際には、申請前に手数料を納付して頂く必要があります。

(都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなすため申請不要です。)

(金額の単位：円)

		500 m以内	500 m超 1,000 m以内	1,000 m超 2,000 m以内	2,000 m超 5,000 m以内	5,000 m超 10,000 m以内	10,000 m超 20,000 m以内	
土地の 形質 変更	許可申請	20,000	34,000	54,000	89,000	201,000	201,000	
	変更 許可 申請	(ア)設計変更 ※(イ)のみのものを除く	2,000	3,400	5,400	20,100	12,300	20,100
		(イ)区域編入	20,000	34,000	54,000	201,000	123,000	201,000
		その他	15,000					
	変更許可申請 1件につき、(ア)、(イ)、(ウ)の合算した額。 (合計額が533,000円を超えるときは、533,000円とする)							
土石の 堆積	許可申請	18,000	28,000	35,000	54,000	66,000	121,000	
	変更 許可 申請	(ア)設計変更 ※(イ)のみのものを除く	1,800	2,800	3,500	5,400	12,100	12,100
		(イ)区域編入	18,000	28,000	35,000	54,000	121,000	121,000
		その他	15,000					
	変更許可申請 1件につき、(ア)、(イ)、(ウ)の合算した額。 (合計額が292,000円を超えるときは、292,000円とする)							